

# 法曹の養成に関するフォーラム 論点整理(取りまとめ)(概要)

平成24年5月10日

(※本概要是、論点整理(取りまとめ)のうち、各論点中「本論点の検討状況」記載の主な意見をまとめたもの)

## 第1 法曹有資格者の活動領域の在り方

- ・ 法律事務所、企業、公務、地方公共団体、海外分野、労働分野及び消費者分野における活動並びに隣接専門職種団体及び法科大学院修了者についてのヒアリング・発表を整理。
- 訴訟以外の場においても法曹人材が活躍できる社会的仕組みについて、関係各省の連携とともに、官民が一体となって検討する必要あり。
- 法曹有資格者の活動領域については、様々な分野、組織体に広げていく努力をしてきたが、個々の取組の中で様々な壁にぶつかっている。
- 例えば20年後を想定して、経済界における法曹に対する需要の程度を検証することが必要。
- 法曹有資格者自身がより積極的に活動領域の拡大に取り組むことが求められる。
- 都市部でない地域における法曹のニーズを考える必要あり。
- いわゆる即独弁護士については、仕事を通じた訓練(OJT)を受ける機会を確保するための体制整備についても検討する必要あり。
- 社会の中で求められるプロフェッショナルとしての法律家に求められる価値について議論する必要あり。
- 法科大学院を修了して法曹の素養を身に付けた人材の活用の在り方について検討する必要あり。

## 第2 今後の法曹人口の在り方

- 今後の法曹人口の在り方については、20年、30年後の状況にも耐え得る内容を検討しなければならず、将来の日本の人口の減少や人口構造の変化も踏まえて検討する必要あり。
- 今後の法曹人口の在り方を議論する際には、法曹養成制度の在り方と関連しつつ、法曹の活動領域の拡大状況、法曹需要、国民の司法アクセスの状況等も踏まえ、総合的に検討すべき。
- グローバル化が進み、アジア諸国との競争が激化している現状に鑑み、競争力を高める観点から、法曹を戦略的に育てていくことが重要。
- これまでの法的環境、経済的な実態、社会構造が大きく変化する中で、従来の延長線のみで将来の構図を描いてよいのかを検討する必要あり。
- 努力目標として、一定数の法曹人口の増加を視野に入れながら、様々な政策を考えていくことは必要であるが、一定の時期を限って合格者数の数値目標を設定することに無理がないか検討すべき。

## 第3 法曹養成制度の在り方

### 1 法曹養成制度の理念と現状

#### (1) プロセスとしての法曹養成

- プロセスによる法曹養成の理念を確認しつつ、法科大学院の体制を理念に即して再編成する必要あり。
- 法科大学院間の格差が広がり両極化している現実を踏まえ、一部の法科大学院に対して厳しい措置を講ずることもあり得る。

#### (2) 法曹志願者の減少

- 司法試験合格率の低迷、弁護士の就職難、法科大学院の時間的・金銭的負担などから、法曹を目指すリスクが回避されている。
- 法曹志願者数の多寡を論ずる基準について、検討する必要あり。

#### (3) 法曹の多様性の確保

- 多様性を確保する観点からも、司法試験合格率の上昇に資するような方策を検討することが必要。

#### (4) 法曹養成課程における経済的支援

- 法科大学院生に対する経済的支援は既に充実。更なる優遇措置には、一般的な理解が得られない。
- 長期履修者への対応など、法科大学院生に対する支援の柔軟化等の検討が必要。

## 第3 法曹養成制度の在り方(続)

### 2 法科大学院について

#### (1) 教育の質の向上

- 適性試験についてどの程度機能を果たしているのかを検証するための情報開示が必要。なお、検証に当たっては、適性試験受験者全体について相関性を検証する必要あり。
- 教員の選考基準の検討や、教員を継続的に養成し得る仕組みとなるよう体制の整備が必要。
- 法曹有資格者の活動領域の拡大に合わせて、法科大学院における多様な専門教育の充実が不可欠。

#### (2) 定員・設置数

- 法科大学院の定員削減や統廃合について、これまでの文部科学省等における取組を通じて一定の努力が行われてきたが、それだけでは限界があることから、法令上の措置も含めて、より一層実効的に行うための方法を更に検討する必要あり。
- 法科大学院への実入学者数は減少しつつあり、想定される適正な司法試験合格者数を検討の上、これに比べて、全体として入学定員が適正かどうかは、中長期的な視点からの検討が必要。
- 法科大学院の定員削減や統廃合の検討に当たっては、全国適正配置についても配慮すべき。他方、これにも限界があることから、むしろ、地方の法曹志願者の教育の機会を確保する観点からの検討も必要。
- 大規模な法科大学院の定員削減の検討も必要だが、良質な教育を受ける機会を奪いかねないことにも配意すべき。

#### (3) 認証評価

- 認証評価の成果がどのように表れ、生かされているのかの情報提供が必要。

#### (4) 法学未修者の教育

- 法学未修者が1年間で法学既修者と同じレベルを前提にして教育を受ける仕組みには無理があり、何らかの形で見直しの必要あり。
- 現在の司法試験に法学未修者が3年間で対応することは困難であり、枠組み自体をも含めて見直す必要も検討すべき。
- 法学未修者は個人差が大きく、個人の特性に合わせて柔軟なメニューを用意して行く必要あり。
- 純粹な法学未修者が、法科大学院に入学できる枠を狭めないようにする必要あり。
- 法学未修者の選抜について、法科大学院に広く入学させ、進級認定・修了認定を厳しくして絞り込む方法も考えられるが、この場合、法科大学院を修了すらできない人を大量に作り出すことへの対処が問題。

### 3 司法試験について

#### (1) 受験回数制限

- 受験回数制限は、法科大学院の教育効果を測定し、かつ、過度の受験競争を防ぐ点で合理的な制度。
- 司法試験合格率の低迷、司法試験を受け控える受験生もいる現状を勘案すると、5年間に5回まで受験できるように緩和すべき。
- 修了4年目以降の司法試験合格率が著しく低いことからすれば、受験期間を3年間に短縮することも選択肢としてあり得る。
- 法曹を目指して司法試験を受験するかどうかは、本人が決めるべき。

#### (2) 方式・内容

- 司法試験の中立性・公正性確保の観点から、本フォーラムで出題内容の難易度や合格者判定それ自体の当否の議論は困難。他方、新たな法曹養成制度の下での司法試験合格者に求められる専門的な知識・能力の内容や程度について、司法試験考查委員の間での共通認識の形成に資する議論は有益。
- 司法試験の科目や出題範囲について、法学未修者に配慮した検討が必要。
- 法学未修者対策として、単に司法試験の科目や出題範囲を軽減しても、法学未修者だけでなく、法学既修者の負担も軽減されるため、そう単純な問題ではない。
- 法科大学院で学んだことを適切に評価できるような試験として実施される必要あり。

#### (3) 合格基準・合格者決定

- (2)の1つ目の○と同じ。
- 司法試験の問題が何を問い合わせ、どのような内容・水準の答案を求めているかの情報発信が重要。
- 司法制度改革の目的について共有した上で、新しい法曹養成制度の下における合格者判定の在り方の大きな方向性について、議論する必要あり。

#### (4) 予備試験制度

- 予備試験について、単なる法科大学院のバイパスになっていないか等の観点からの検証が必要。
- 司法試験の受験資格として、法科大学院修了者以外に予備試験合格者にも認められていることを正面から認めた上で、法科大学院は、その魅力を高めていく必要あり。

## 第3 法曹養成制度の在り方(続)

### 4 司法修習について

#### (1) 法科大学院教育との連携

- 司法修習と法科大学院における教育との連携の在り方について、法科大学院と司法修習の位置付け、役割分担や実務修習への導入の在り方を踏まえた検討が必要である。

#### (2) 司法修習の内容

- 司法修習が、法曹として求められる汎用的な能力を身に付けるものであることを踏まえつつ、社会経済情勢の変化や価値観の多様化の中で幅広い活動領域を求められる弁護士のニーズへの対応について検討する必要あり。

### 5 継続教育について

- 法曹に対する継続教育の在り方について、法科大学院の役割、弁護士会での取組も含め、検討する必要あり。

## 法曹の養成に関するフォーラム 検討経過

開催日	主な議事
<b>【第1回～第5回】</b> 平成23年5月25日 平成23年6月15日 平成23年7月13日 平成23年8月4日 平成23年8月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の各事項について検討               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方</li> <li>(2) 法曹の養成に関する制度の在り方</li> </ul> </li> <li>○ 平成23年8月31日、第一次取りまとめ               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)について：①貸与制を基本とした上で、②十分な資力を有しない者を対象に、貸与された修習資金の返還期限について猶予措置を講ずる。</li> <li>(2)について：それまでの意見交換の結果を整理し、引き続き検討を行う。</li> </ul> </li> </ul>
<b>【第6回】</b> 平成23年10月24日  (平成23年12月13日) (平成24年1月20日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後の進め方について</li> <li>○ 在るべき法曹像についての意見交換</li> <li>○ 法科大学院視察               <ul style="list-style-type: none"> <li>・早稲田大学法科大学院、東京大学法科大学院を視察</li> </ul> </li> </ul>
<b>【第7回】</b> 平成24年1月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 司法試験、予備試験、二回試験結果報告等</li> <li>○ 意見交換</li> </ul>
<b>【第8回～第11回】</b> 平成24年2月7日 平成24年2月27日 平成24年3月13日 平成24年3月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係者からのヒアリング、委員からの説明               <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士（法律事務所、法テラス勤務）</li> <li>・企業法務関係（企業内弁護士、企業関係者）</li> <li>・国家公務員関係（人事院）</li> <li>・企業の業務展開（外務省、海外勤務弁護士等）</li> <li>・地方公共団体（東京都、流山市）</li> <li>・隣接法律専門職種関係者（日本司法書士会連合会）</li> <li>・その他（法科大学院修了者、弁護士業務改革関係者）</li> <li>・労働関係、消費者関係</li> </ul> </li> <li>○ 質疑応答、意見交換</li> </ul>
<b>【第12回～第14回】</b> 平成24年4月13日 平成24年4月24日 平成24年5月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 論点の整理に向けた意見交換               <ul style="list-style-type: none"> <li>・法曹有資格者の活動領域の在り方について</li> <li>・今後の法曹人口の在り方について</li> <li>・法曹養成制度の在り方について</li> </ul> </li> <li>○ 総務省から政策評価についてヒアリング</li> <li>○ 現状把握及び意見交換を踏まえた論点整理の取りまとめ</li> </ul>

※政府においては、今後、本フォーラムにおける論点整理の取りまとめを踏まえ、①法曹有資格者の活動領域の在り方、②今後の法曹人口の在り方、③法曹養成制度の在り方について、引き続き検討を行う予定。

## 法曹の養成に関するフォーラム 構成員名簿

(平成24年5月10日現在)

【関係政務等】	竹歳 誠	内閣官房副長官
	大島 敦	総務副大臣
	滝 実	法務副大臣
	藤田 幸久	財務副大臣
	高井 美穂	文部科学副大臣
	中根 康浩	経済産業大臣政務官

【有識者】 (敬称略)

座長 佐々木 毅	学習院大学法学部教授	(五十音順)
伊藤 鉄男	弁護士（元次長検事）	
井上 正仁	東京大学大学院 法学政治学研究科・法学部教授	
岡田 ヒロミ	消費生活専門相談員	
翁 百合	株式会社日本総合研究所理事	
鎌田 薫	早稲田大学総長・法学学術院教授	
久保 潔	元読売新聞東京本社論説副委員長	
田中 康郎	明治大学法科大学院法務研究科教授 (元札幌高等裁判所長官)	
南雲 弘行	日本労働組合総連合会事務局長	
萩原 敏孝	株式会社小松製作所特別顧問	
丸島 俊介	弁護士	
宮脇 淳	北海道大学公共政策大学院長	
山口 義行	立教大学経済学部教授	

関係機関	小林 宏司	最高裁判所事務総局審議官
オブザーバー	林 眞琴	最高検察庁総務部長

若旅 一夫 日本弁護士連合会法曹養成検討会議委員